

平成 31 年度 名古屋市教育委員会第 3 号議案

平成 32 年度使用教科用図書採択基本方針について

平成 32 年度使用教科用図書採択基本方針を下記のとおり定める。

平成 31 年 4 月 12 日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠二
記

1 平成 32 年度使用小学校、中学校及び特別支援学校用教科用図書採択基本方針

平成 32 年度に名古屋市立の小学校及び中学校（特別支援学級を含む）並びに特別支援学校において使用する教科用図書は、次のとおりとする。

- (1) 小学校用教科用図書は、種目ごとに 1 種のものを採択する。
- (2) 中学校用教科用図書は、「特別の教科 道徳」を除いて、種目ごとに 1 種のものを採択する。「特別の教科 道徳」は、平成 30 年度と同一のものを採択する。
- (3) 特別支援学校用教科用図書は、特別支援学校知的障害者用教科用図書を採択する。
- (4) 特別支援学級及び特別支援学校において使用する学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書は、児童生徒の特性に応じて採択する。
ただし、小学校用及び中学校用教科用図書と同一種目のものを使用する場合は採択したものの中から選ぶものとする。

2 平成 32 年度使用高等学校用教科用図書採択基本方針

- (1) 平成 32 年度に名古屋市立高等学校において使用する教科用図書は、課程及び学科の特性並びに生徒の実態に即し、見本本の調査研究を十分に行い、公正かつ厳正に適切なものを採択すること。

(理由)

平成 32 年度使用教科用図書の採択を行うため、その採択基本方針を定める必要があるため。